

2024年2月

各位

株式会社トータル建築確認評価センター

## 現金取得者向け新築対象住宅証明書 発行業務終了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。弊社では、すまい給付金制度の申請期間終了に伴い、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（以下、「証明書」）の発行業務を下記のとおり終了させていただきます。

下記内容をご確認いただき、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 証明書の発行業務に関する期限

- ・ 申請受付期限： 2024年3月8日（金）受付分まで
- ・ 証明書発行期限： 2024年3月29日（金）

※ 発行期限までに審査完了に至らない場合は、証明書の発行はできかねます。この場合、申請者（代理者）様により「申請取り下げ手続き」が必要となりますのでご注意ください。なお、審査手数料の返金はいたしません。

#### 2. 証明書に関する注意点

- ・ 申請取り下げ手続きは弊社書式を用いて提出をお願いいたします。なお、取下げ手続きを行う場合においても、弊社が審査に着手した後は審査手数料等の返金を行うことはできません。あらかじめご了承ください。
- ・ 申請時に不備・不足書類がある場合は、審査を行うことができません。申請の際には不備や不足が無いようにご注意ください。
- ・ すまい給付金制度についての申請可否について、弊社は一切の責任を負いかねます。余裕を持った証明書発行のご依頼をお願いします。

以上